

## 道路上に伸びた樹木 剪定をお願い

土木港湾課 ☎66・1135

私有地から歩道や車道に伸びた樹木の枝は、通行の妨げとなるだけでなく、交通標識やカーブミラー、信号機などを覆い、交通事故の原因にもなりかねません。誰もが安全に道路を通行できるように、樹木の所有者の方は枝の剪定を行うなどの適切な管理をお願いします。

## 「子どもの人権110番」 強化週間

市民課 ☎66・1110

いじめ、体罰など子どもの人権にかかわる悩みことや心配いなどの相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られます。ひとりでも悩まず、気軽に相談してください。相談専用電話 子どもの人権110番フリーダイヤル

0120000771110

とき 6月23日(月)～29日(日)  
平日：午前8時30分～午後7時  
土・日曜日：午前10時～午後5時

問合先 名古屋法務局人権擁護部 ☎052・952・8111(内線1450)

## 6月は「海洋環境保 全推進月間」

三河海上保安署

☎0532・34・0118

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに6月中を推進月間と定め、海洋環境の保全に取り組みます。

「ゴミや油、廃船を海へ捨てず、一人一人が地元の青い海を大切にしましょう。」

※海への不法投棄や海洋汚染をみかけたら「110番」へ

## 国民健康保険加入世帯の方へ

保険年金課 ☎66・1172

### ◆所得の申告

所得が一定以下の世帯は、国民健康保険税の軽減や減免を受けることができますが、適用を受けるには所得の申告が必要です。

収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)のみを受けている方など、所得税または市県民税申告の必要のない方は、6月

27日(金)までに国民健康保険税の所得申告をしてください。ただし、税金上の扶養親族となっている場合は申告の必要はありません。

### ◆非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減

平成21年3月31日以後に倒産や解雇など自ら望まない形で離職した65歳未満の方(非自発的失業者)の国民健康保険税について、離職の翌日の属する月から翌年度末までの間、離職者本人の給与所得を3割に減額して算定されます。対象となるのは、離職時に65歳未満の方で、特定受給資格者(雇用保険受給資格者証の離職理由番号11・12・21・22・31・32)または特定理由離職者(離職理由番号23・33・34)に該当する方です。この制度は申告が必要です。必ず「雇用保険受給資格者証」を提示して申告してください。

## 母(障)福医療費 受給者証の更新

保険年金課 ☎66・1102

8月1日(金)から次の受給者証が更新となります。

平成26年7月31日が期限の母(障)福医療費受給者証

◎障害者医療費受給者証  
◎後期高齢者福祉医療費受給者証(ひとり暮らし、ねたきりなどで認定を受けている方)

をお持ちの方は、6月下旬に通知する案内にしたがって更新の手続きをしてください。

8月からは、必ず、新受給者証を病院などの窓口に表示し、受診してください。

なお、今までご使用の受給者証は、保険年金課までお返しください。

## 脳ドック受診の助成

保険年金課 ☎66・1103

蒲郡市国民健康保険および後期高齢者医療加入者の方に脳ドック受診の助成を行います。蒲郡市民病院脳神経外科に通院されている方は主治医と相談の上お申し込みください。

受診日 7月～平成27年3月までの月～金曜日(祝日は除く)の午後3時以降。日時は指定します。

受診場所 市民病院  
対象

○国民健康保険被保険者

昭和39年4月2日以前に生まれた方で、世帯主および国民健康保険者全員に市税などの

滞納のない方。

○後期高齢者医療被保険者  
本人に後期高齢者医療保険料および市税などの滞納のない方。

※昨年度助成を受けられた方は、受診できません。

### 定員

・国保加入者……………100人  
・後期高齢加入者……………30人  
※定員を超えた場合は抽選個人負担 2万5千円(脳ドックBコース5万円のうち

5割を市が助成)

申し込み 6月13日(金)(必着)  
までに、印鑑、保険証を持参の上、保険年金課へ。申請書(保険年金課、ホームページにあります)または申請に必要な項目を記入したハガキ、書面の郵送(〒443-8601)による申し込みもできます。

### 申請に必要な項目

申請年月日・世帯主氏名(押印)・世帯主住所・受診希望者の氏名(フリガナ)・性別・生年月日・年齢・世帯主との続柄・住所・電話番号・保険証の記号番号・個人情報確認事務の同意文(私および世帯員の市税など納付状況の確認事務を行うことに同意します)